

10%のプレミアム商品券 秋川溪谷商品券を発行します 是非ご登録をお願いいたします

あきる野商工会では、あきる野市・檜原村の支援のもと景気喚起対策事業として、市内・村内等の店舗で使用できる10%のプレミアムが付いた期間限定の商品券を発行いたします。

この商品券を取り扱うには、取扱店として商工会への登録が必要です

取り扱いご希望の方は、裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、平成29年5月15日（月）までにFAXまたは直接商工会窓口へ（本所又は五日市支所へ）お申込みください。

概要 額面500円の商品券22枚綴り11,000円分を1冊10,000円で25,000冊、**総額2億7500万円分販売。**

1冊の内訳は「全ての取扱店で使用できるA券13枚」と「大型店では使用できないB券9枚」となります。

*大型店とは、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

登録資格 あきる野商工会会員であること
※但し、当会会員でない者が参加を希望する場合は、会員加入手続きを行うことにより参加できるものとします。

商品券使用期間 平成29年7月18日（火）～平成29年12月31日（日）

登録料及び換金手数料 登録料及び換金手数料はいただきません。

※「取扱い手引き」「商品券見本」「登録証」「換金依頼書」「取扱店ポスター」などは、7月に送付させていただく予定です。
※多くの事業所の方々のご登録により、商品券の利便性が向上し、消費者・取扱店双方にメリットが生まれます。積極的にご登録いただきますようご案内いたします。ご不明な点は、商工会までご遠慮なくお問い合わせください。（TEL559-4511）

その他 この商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙等の換金性の高いものや公序良俗に反するもの、国・地方公共団体への支払い、行政指定ごみ袋、たばこの購入等には使用できません。

取扱店登録については裏面をご覧ください。

申込期限は平成29年5月15日（月）までとなります。

FAX 042-559-3282

平成29年5月15日（月）締切

◎申込み・問合せ先

あきる野商工会 本所（あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階）

TEL 042-559-4511 FAX042-559-3282

支所（あきる野市五日市411 五日市出張所2階）

TEL 042-596-2511

秋川溪谷商品券 取扱店登録申込書

（切り取らずに本書のままFAXまたはご持参ください）

平成29年 月 日

登録する店舗の

*印の記載内容はチラシに掲載いたします

取扱店名	* (この名称がそのままチラシに掲載されます)		
取扱店住所	*		
取扱店TEL	*	取扱店FAX	
主な取扱品目（業種）	* (ご記入内容がそのままチラシに掲載されます) お米券・商品券・切手等換金性の高いもの、 たばこは取扱いできません		
本事業ご担当者名	店舗定休日		
	営業時間	:	~ :
商品券に関連した独自のサービスをご記入ください	*30文字程度でお願いします。 *（強制ではありませんが独自のサービスをぜひお願いいたします。ご記入いただいた内容はチラシに掲載いたします）		

上記のとおり申込みいたします。（店舗が複数ある場合は店舗ごとに登録してください）

☆商品券を自店で使っていただくために、ぜひ各店独自のサービスをお願いします。

例：●商品券何枚ご利用でもお買上全金額10%OFF ●商品券1枚ご利用につき100円引き

●商品券ご利用枚数分10%OFF ●商品券ご利用の方お買上全金額に対し当店ポイント2倍

●商品券ご利用の方、次回使える割引券進呈など

（折込）